

なごはま環境まちづくりプラン21

長浜市環境基本計画

平成21年3月

(平成23年1月一部修正)

(平成26年3月一部修正)

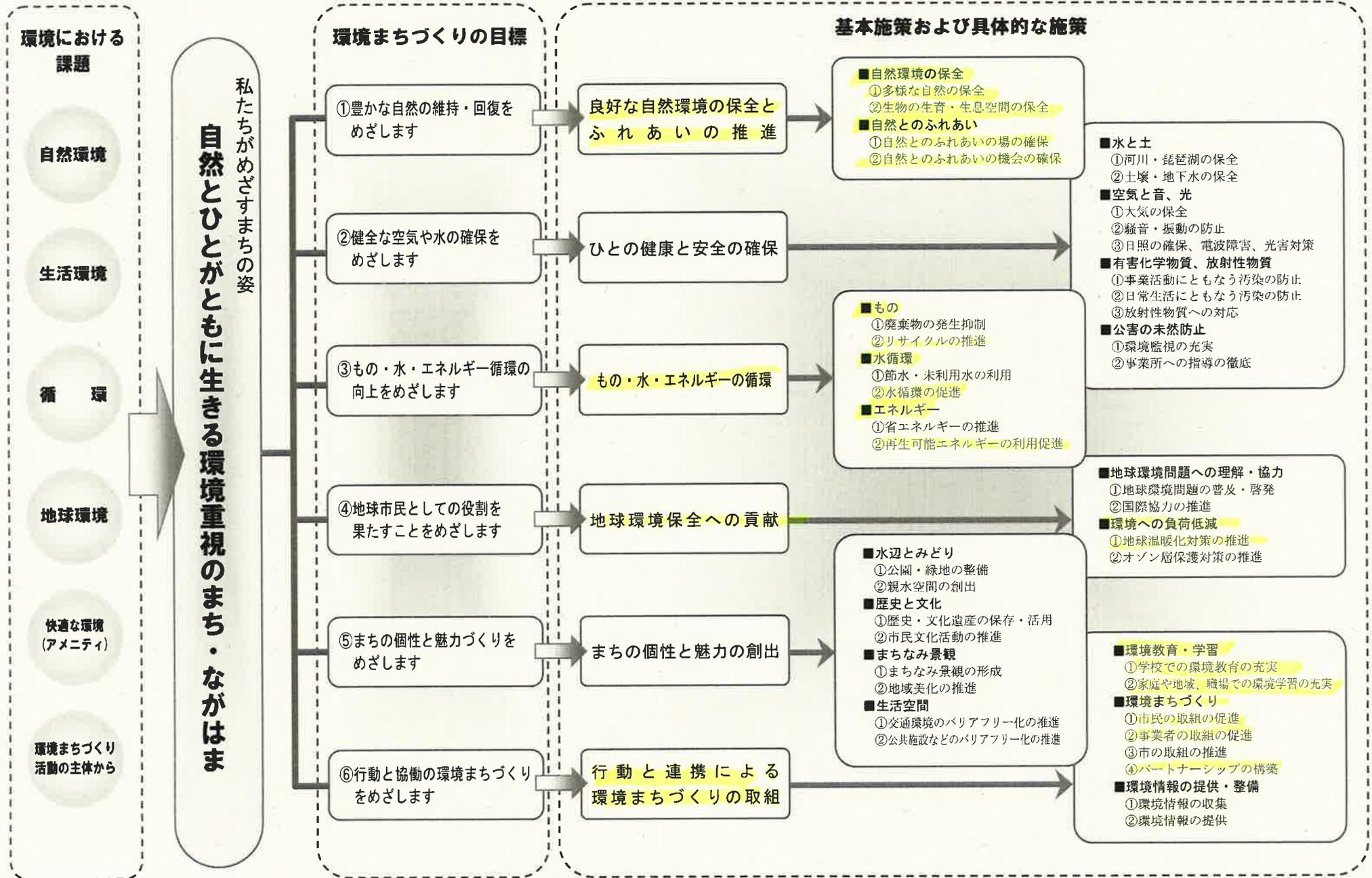
長 浜 市

目 次

序章 計画のめざすもの	1
1 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定の背景と趣旨	1
1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」とは	1
2) 計画策定(見直し)の背景	1
2 計画の枠組	2
1) 位置づけ	2
2) 計画の期間	2
3) 対象	3
第1章 環境面からみた長浜の特性と課題	4
1 環境まちづくりに生かしていきたい長浜の特性	4
2 環境まちづくりの現状と課題	6
1) 守り育てるべき環境の分野から	6
2) 環境まちづくりの活動の主体から	16
第2章 環境まちづくりをすすめる基本的な考え方	18
1 私たちがめざすまちの姿	18
2 環境まちづくりの基本姿勢	18
3 環境まちづくりの目標	20
第3章 環境まちづくりの取組	22
1 良好な自然環境の保全とふれあいの推進	22
1) 自然環境の保全	22
2) 自然とのふれあい	23
2 ひとの健康と安全の確保	24
1) 水と土	24
2) 空気と音、光	25
3) 有害化学物質	27
4) 公害の未然防止	28
3 もの・水・エネルギーの循環	29
1) もの	29
2) 水循環	30
3) エネルギー	31

4 地球環境保全への貢献	32
1) 地球環境問題への理解・協力	32
2) 環境への負荷低減	33
5 まちの個性と魅力の創出	34
1) 水辺とみどり	34
2) 歴史と文化	35
3) まちなみ景観	36
4) 生活空間	37
第4章 行動と連携による環境まちづくりの推進	38
1) 環境教育・学習	38
2) 環境まちづくり	40
3) 環境情報の提供・整備	42
第5章 重点施策	43
1 推進体制・仕組みづくり	43
1) 推進体制づくり	43
2) 行政の仕組みづくり	43
2 地球温暖化対策推進	44
1) 行動の推進	44
2) 支援の充実	44
3) 行政の率先的な取組の推進	44
3 循環型社会形成推進	45
1) 「もったいない」の意識の普及	45
2) 3Rの推進	45
3) バイオマスの利活用推進	45
4 自然環境の保全・活用	46
1) 生物多様性の向上	46
2) 自然環境の活用	46
第6章 計画の推進方策	47
1 計画推進の考え方	47
1) 推進体制の枠組	47
2) 各種主体の役割	48
2 推進体制	49
1) 進行管理の基本的な考え方	49
2) 計画の進捗状況の把握と公表	49

本計画の体系



序章 計画のめざすもの

1 「ながはま環境まちづくりプラン 21」策定の背景と趣旨

1) 「ながはま環境まちづくりプラン 21」とは

「ながはま環境まちづくりプラン 21」（以下、「本計画」という。）とは、将来にわたって自然とひとが共生し、快適に暮らすことができるよう地域の良好な環境を保全・創造することを目的とし、総合的かつ計画的に環境関連施策を推進するための最も基本的な計画です。このため、本計画は、市民、事業者、行政などの各主体が協働・連携し、環境の保全・創造を推進するための目標、考え方などの基本的な方向性を示しています。

2) 計画策定（見直し）の背景

長浜市では、平成 13 年 3 月に、旧長浜市において「ながはま環境まちづくりプラン 21」を策定して以降、毎年、年次報告書を作成し、進捗状況を検証しながら環境の保全と創造につとめてきましたが、計画策定から 7 年が経過し、計画の終期である平成 22 年度まで残りわずかとなりました。

また、この間にも、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少により生物の多様性が失われつつあることなど種々の環境問題が生じており、地球温暖化にともなう気候変動の顕在化など、地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

さらに、平成 18 年 2 月、平成 22 年 1 月には市町合併により対象となる市域が拡大するなど、長浜市を取り巻く環境も変化しており、計画の再構築が必要になってきました。

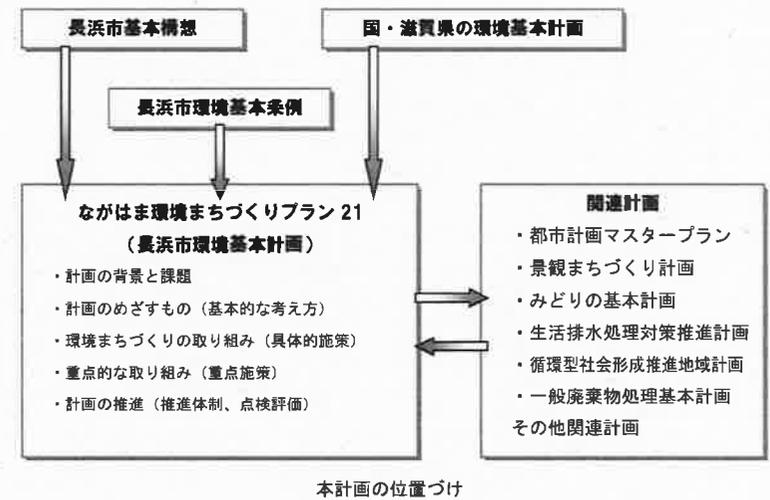
そこで、このような状況に的確に対応し、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組めるよう、これまでの計画を見直し新たに策定するものです。

2 計画の枠組

1) 位置づけ

長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第 11 条の規定に基づき策定します。

この計画は、長浜市基本構想におけるまちづくりの基本目標「住み良さが実感でき、自然を慈しむまち」の実現に向け、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、まちづくりや各種施策の実施にあたり、環境分野における基本的な考え方や施策の方向性を明らかにするものです。



2) 計画の期間

計画期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とします。なお、長浜市を取り巻く環境や社会情勢は常に変化していることから、このような変化を踏まえ、計画内容について柔軟に見直しをかけることとします。

3) 対象

(1) 対象の分野

本計画で対象とする環境の分野は、以下に示す5つを対象とします。



本計画の対象とする環境の分野

(2) 対象の地域

対象地域は、長浜市の行政区域全域 680.79k m² (琵琶湖を含む) を基本とします。長浜市だけでは解決できない問題については、近隣都市や県などと連携して取り組んでいきます。

(3) 各主体

主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者※、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本とします。

※ 滞在者とは、通勤、通学、観光旅行等で長浜市に滞在する人のことです。ただし、特に明記しない限り、通常は市民の中に含めて捉えることとします。

第1章 環境面からみた長浜の特性と課題

1 環境まちづくりに生かしていきたい長浜の特性

■湖北の経済・文化の中核都市としての役割を担っているまち

豊臣秀吉公の長浜城築城以来、ちりめんやビロード産業などの振興で、湖北の経済の中核都市として栄えてきました。そして現在は、商業・サービス業や就学・就業の場といった都市機能が集積し、湖北の中核都市としての役割を担っています。



長浜市の中心市街地

■多様な自然に恵まれたまち

伊吹山系の山々と、これらの山々を源とする草野川や高時川、姉川等により形成された扇状地ゆえの豊かな水環境のもとで、自然と深く関わる生活が営まれてきました。また、暮らしの中で、里山や田園、琵琶湖や余呉湖、さらには山門水源などの多様な自然がもたらす美しい景観や四季折々の風情などで、うるおいとやすらぎを感じることができるまちです。



水壺が飛来した琵琶湖

■市街地の周辺に農村地域や里山がひろがるバランスのよいまち

本市は、中心市街地を取り巻くように広がる田園や、さらにその周りに広がる山々など、自然とバランスよく共生する風土を築いており、今後も地域内で食料やエネルギーなど資源の地産地消に取り組むことができる可能性を有しています。



浅井地域の山地

■地域に根付いた市民自治の精神が息づく、市民主役のまち

町衆文化の伝統があり、市民一人ひとりが主体となってすすめるまちづくりが受け継がれ、発展しているまちです。また、市街地を囲む農村集落においても、地域で助け合い、連携しながらまちづくりを進めてきました。こうした市民自治の精神は、今もなお地域にしっかりと根づき、ひとのまとまりとつながりを育んでいます。



地域づくり協議会でのワークショップ

■歴史や伝統を生かし、新しい市民文化を創出する個性的なまち

曳山まつり、おこない、富田人形など地域で育まれた行事・伝統芸能をはじめ、北国街道や姉川古戦場、空厳寺や渡岸寺観音堂といった歴史文化資源が数多く残されており、これらはまちのシンボルとして大切な要素となっています。本市は、こうした歴史や伝統が今の暮らしやまちづくりに生かされ、新しい市民文化が創出され、多くの観光客が訪れるなど、全国的にも評価されるまちづくりを展開しています。



曳山まつりの様子

2 環境まちづくりの現状と課題

1) 守り育てるべき環境の分野から

(1) 自然環境

現状

地形・地質

- 地形は、伊吹山系の山々とこれらを源とする草野川や姉川、高時川、余呉川等により形成された扇状地性の沖積平野が琵琶湖にかけて広がっています。
- 地質は、山地と丘陵地が古生代の砂岩・粘板岩・チャート及びそれらの互層、小面積に点在する石灰岩層からなり、低地部が沖積層から構成されています。安養寺町から田村町までの琵琶湖沿岸幅約 200 m の地区は砂州が発達する地域で、砂れき混じりの砂質地盤があります。

気候

- 気候は、春から秋にかけて穏やかで過ごしやすく、冬季に日本海からの季節風が吹き込み積雪をみるという日本海型の気候になっています。また、晩秋になると気候が急変し、冷たい時雨が通り過ぎるとまた陽がさすといった湖北時雨の日が多くみられます。

土地利用

- 市域面積の7割が自然的土地利用(田・畑・山林)となっており、主に山地・丘陵地が樹林、低地部が水田および市街地となっています。
- 水田など農地は、都市化の進展にともない減少が続いています。
- 草野川、姉川、高時川、余呉川をはじめとして、市内を流れる数多くの河川が琵琶湖に注ぎ込んでおり、これらは用水面、景観面において重要な位置を占めています。
- 市民が自然とふれあうことのできるみどりは、琵琶湖岸や余呉湖畔、姉川や高時川などの河畔林、横山などの里地に集中しており、市街地部のみどりは少なくなっています。

動植物

- 森林について見ると、北部には県内でも貴重なブナクラス域の自然植生であるブナ・ヒメアオキ群集が残されており、東部には複層林として全国的に有名な「谷ノスギ」を含む浅井地域の山林が、南東部には横山丘陵の里山に針葉樹と広葉樹が混在しています。しかしながら、近年は病害虫被害によるアカマツやミズナラ・コナラ・アベマキなどの枯損、獣害による林業被害、木材価格の低迷による森林管理の放棄などが進み、森林の荒廃が進行しています。
- 県のレッドデータブックでは、伊吹山系の金糞岳等に分布するムラサキヤシオ、ツルチツボスミレ、テバコワラビなどの冷温帯性植物、山門水源のミツガシワや、

両生類ではオオサンショウウオとカスミサンショウウオ、冬季に琵琶湖岸や西池に飛来するマガモやオオヒシクイ、郷土種として貴重なタブノキ、湖岸宙水植帯のノウルシや海浜植物などが、保全すべき希少な野生動植物として選定されています。

- 琵琶湖においては、オオクチバスやブルーギルなどの侵略的外来生物が増加し、在来魚の稚魚を捕食したり、在来の生物を駆逐するなど、生態系に大きな影響を与えています。
- 伊吹山系には、豊かな自然を背景にニホンザル、イノシシ、ニホンジカなど多くの野生動物が生息しています。しかしながら、近年、これらの生き物が人里にも現れて、農作物や樹木に被害を与えています。
- 竹生島や葛籠尾崎の森林は、タブノキ、クスノキ等の天然林と戦後植生されたスギで構成されていますが、カワウの営巣により、多くの樹木が枯れ、近年は土石の崩壊をまねくなど、カワウの増加で状態はさらに深刻化しています。また、カワウが琵琶湖の在来魚を捕食することで、水産業にも深刻な被害を与えています。
- 湖岸について見ると、人工護岸化や人口砂浜化が進んでいますが、自然湖岸が残っているところでは、ツルヨシなどの宙水植物などの群落が広がっています。また、琵琶湖や姉川に代表される水辺は、多くの水鳥の生息地であるとともに、コマユ、フナ、ピワマスなどの産卵場所として重要な役割を担っています。
- 内湖機能の再生に向け、関係機関における調査や取組が進められている早崎内湖は、多くの生物が生息するビオトープとして、ヨシやガマ等の水生植物が生育範囲を広げており、フナ、ドジョウ、メダカなど23種が確認されています。



早崎内湖のビオトープ

課題

○多様な自然空間と身近な生物の生育・生息環境の保全・回復

- ・ 伊吹山系の森林、横山など里山的な丘陵地、河川やこの周りを縁取る河畔林、平野に広がる農地など、湖岸に至るまでの多様な自然空間を一体的に保全するとともに、農村集落と里地環境の維持、まちなかの身近な自然の保全・回復を図ることで、生物多様性の維持に努める必要があります。
- ・ 市域に生息する希少動植物の保全を図るとともに、外来種対策に取り組む必要があります。
- ・ ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カワウ等のいわゆる害をおよぼす野生鳥獣について、被害防除、個体数管理、生息環境の整備等の取組を計画的に推進し、農林水産業等に関わる被害を防止し、人との軋轢を解消する必要があります。

○ひとと自然のふれあいの確保

- ・ 市民がひとと自然との関わりについて理解と認識を深めるために、自然にふれあう機会や場の確保が必要です。特に、市街地部では、公共施設や河川などで、在来の生態系に配慮した自然物とふれあえる場所を創出することが必要です。

(3) 循環

現状

廃棄物

- 一般廃棄物は、2市で構成する湖北広域行政事務センター（クリスタルプラザと伊香クリーンプラザ）で処理が行われています。分別方法（こほくるー）に従った再資源化によってリサイクル率は、約20%まで向上しましたが、平成16年度以降は横ばいの傾向があります。また、市民一人が1日に出すごみの量は横ばいですが、当面は人口増に伴う総排出量の増加が懸念されます。
- 一般廃棄物の排出量削減に向けた取組として、ごみ袋の有料化、生ごみ処理機の購入補助事業を行っています。

水循環

- 森林の荒廃や農地の開発による雨水の地下浸透水量低下、産業や生活用水としての水需要の増大、地下水の過剰汲み上げなどにより、健全な水循環への影響が懸念されています。

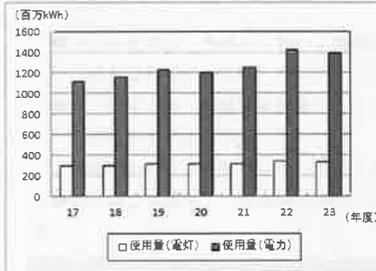
エネルギー

- 電灯（主に家庭が占める）について見ると、使用料は増加傾向にあり、世帯数の増加やライフスタイルの変化が影響していることが予想されます。
- 都市ガスについて、家庭は一定量で推移していますが、業務において使用量の伸びが大きくなっています。

バイオマス

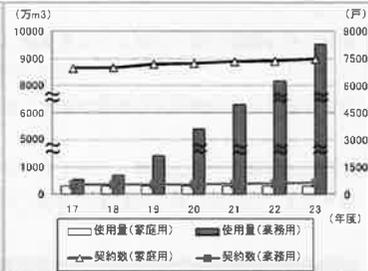
- 生ごみ、間伐材などバイオマスの利活用状況を見ると、いずれの種類も現状においては目立った利用がなされていません。

電灯・電力使用量の推移（長浜市）



資料：関西電力㈱

都市ガス使用量、契約数の推移（長浜市）*



資料：大阪ガス㈱

* H19年度より、旧高月町で2つの大規模事業者が都市ガスを活用しており、業務用使用量が大きく増加しています。

課題

○省エネルギーの促進と未利用エネルギーの活用促進

- ・大量消費型の社会や生活を見直し、省エネルギーを促進するとともに、湖北地域の自然特性を生かした間伐材などの未利用エネルギーの利用を検討することが必要です。

○省資源・省エネルギー型のライフスタイルの構築

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践を通じて、暮らしのあらゆる場面において、そのものの本来の値打ちを無駄にすることなくいかしていく『もったいない』の考えに即したライフスタイルの構築を行う必要があります。

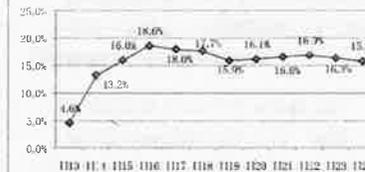
○地域の特性を生かした地域循環圏の構築

- ・市街地と農村が並存する本市の地域特性や資源特性をいかし、農作物の地産地消、不用品の地域内での融通など、地域の中で資源の循環利便・有効利用に取り組んでいくことが必要です。

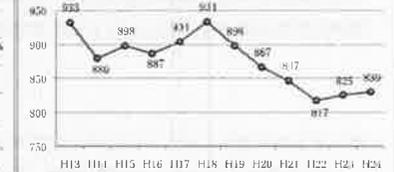
○健全な水循環の回復

- ・限りある水資源を大切に使うことが必要です。
- ・雨水の地下浸透などにより、水循環の回復を図っていくことが必要です。

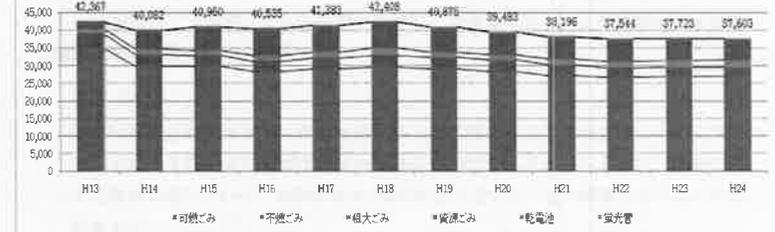
資源化率の推移（長浜市）



1人1日あたりのごみ排出量（長浜市）



ごみ処理量の推移（長浜市）



品目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
可燃ごみ	35,113	29,928	29,727	28,348	29,133	29,621	29,193	28,407	27,351	26,650	26,963	27,074
不燃ごみ	3,941	3,081	3,262	2,975	3,053	3,371	3,214	3,277	2,860	2,751	3,618	2,499
粗大ごみ	1,379	1,758	1,422	1,678	1,764	1,917	1,318	1,422	1,807	1,975	2,089	2,089
資源ごみ	1,889	5,263	6,498	7,496	7,395	7,454	7,103	6,333	6,290	6,292	6,125	5,901
乾電池	40	38	37	35	32	32	36	30	29	34	36	36
蛍光灯	0	0	0	0	3	10	8	9	8	10	6	4
合計	42,362	40,078	40,916	40,532	41,380	42,405	40,872	39,478	38,192	37,544	37,733	37,603

(4) 地球環境

現状

地球温暖化

- 本市の平成 22 年度(2010 年度)における温室効果ガス排出割合を見ると、産業(44.6%)が最も多く、次いで運輸(23.6%)、民生業務(15.8%)と続いており、県と同じ傾向となっています。国全体に比べ、産業の占める割合が高くなっています。
- 平成 22 年度の排出量は CO₂換算で約 876.4 千 t であり、京都議定書の基準年度である平成 2 年度(1990 年度)から約 93.0 千 t 減少(約 9.7%減)しています。産業は大きく減少していますが、運輸で 66.4 千 t(47.5%増)、民生家庭で 37.1 千 t(40.8%増)、民生業務で 36.0 千 t(35.2%増)、それぞれ増加しています。
- 平成 22 年度の排出量のうち、家庭からの排出(民生家庭、一般廃棄物、運輸の一部)は全体の約 27%にあたります。

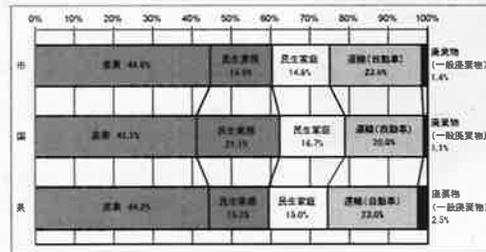
オゾン層の保護

- フロン類などオゾン層破壊物質は、現在使用されている冷蔵庫やカーエアコン等の中に大量に残っており、これらの機器が廃棄される際に回収されています。

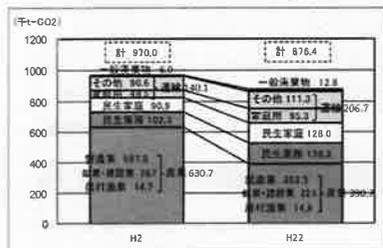
酸性雨

- 平成 18 年度に行われた県による酸性雨調査においては、酸性雨の目安とされる pH5.6 以下の測定値の出現率が 95%となっています。

H22 年度温室効果ガス排出割合の部門別比較



長浜市の温室効果ガス排出量



課題

○地球環境保全に向けた地域からの取組の推進

- ・温暖化防止に向けた市民の取組を一層高めるため、すべての世代に対する環境教育を通じた意識啓発に取り組み、ライフスタイルを見直すとともに、低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要があります。
- ・事業活動にともなう温室効果ガス排出抑制を図るため、従業員教育を通じて温暖化防止の必要性の認識を高めるとともに、製造工程におけるエネルギー効率の見直しなど排出源対策に取り組む必要があります。
- ・地球温暖化の防止のために、事業所や住宅などの省エネルギー対策や新エネルギーの普及を通じて温室効果ガスの排出抑制を推進することが必要です。
- ・温室効果ガスの吸収源となる森林機能の維持増進が必要です。
- ・オゾン層保護のため、特定フロンおよび代替フロンなどの回収システムなどについて情報提供を行い、これらの回収の一層の徹底を図る必要があります。
- ・酸性雨対策として、継続的な観測体制を整えるとともに、窒素酸化物など原因物質の排出抑制対策をすすめる必要があります。

○環境情報の収集・提供の推進

- ・地球環境問題の状況や国・県の対応などに関する情報収集に努めるとともに、情報の提供に努める必要があります。
- ・本市における温室効果ガスの排出状況について、今後、排出量の推計などの調査を計画的に実施するとともに、この結果を利用して排出抑制に取り組んでいく必要があります。
- ・姉妹都市との国際交流などを通じて環境先進事例について学び、これらを本市の環境行政へ積極的に応用していく必要があります。

(5) 快適な環境（アメニティ）

現状

緑環境

- 都市公園の整備状況を見ると、街区公園や都市緑地の整備がすすみ、市民一人当たりの面積は、約13㎡となっており、都市公園法施行令に定められた標準面積(10㎡)を大きく上回っています。しかしながら、市街化区域では、身近な公園やスポーツができる規模の公園・広場が不足しています。
- 住宅が密集した中心市街地では、樹林や芝、草花などで覆われた場所(緑地)が不足しています。
- 公共施設については、緑化がすすめられているものの、不十分な施設も見られます。
- 民間施設については、生垣や植栽に対する助成・苗木の配布などにより、緑化を促進しています。



市街地の中の公園の緑

環境美化・不法投棄

- 河川清掃など市民による環境美化活動が積極的に行われていますが、依然として空き缶等散在性ごみの投棄が見られます。
- 幹線道路沿いや河川敷、山林などでは、不法投棄が問題になっています。

歴史・文化資源

- 本市には、小谷城跡や姉川・賤ヶ岳古戦場、竹生島、神社仏閣、古墳などの遺跡があり、国友町や石田町、高月町雨森などでは、地域の歴史文化を生かしたまちづくりがすすめられています。
- 北国街道をはじめ、旧長浜町地域には、伝統的様式の建物が集積するとともに、城下町時代の区画制や敷地の形状がよく残され、歴史的なイメージを色濃く残しています。
- 曳山まつりや茶わん祭、富田人形など、多くの歴史ある行事や伝統芸能が市民の手によって守り・受け継がれています。
- 市民文化の創造に対する市民意識が非常に高く、新たなイベントが市民主体で活発に行われています。



富田人形浄瑠璃

課題

○水とみどりのネットワークの形成

- ・生態系に配慮しながら、市街地の緑化や身近な公園の整備を推進し、水とみどりのネットワークの充実を図ることが必要です。

○緑化、散在性ごみ対策などまちの美しさの向上

- ・良好な地域環境を保全するため、空き地、放置宅地を適正に管理することが必要です。
- ・市街地において、みどりの減少や散在性ごみの増加などがみられることから、地域美化の取組に対する市民、滞在者などすべての主体の協力が必要です。
- ・動物の「ふん害」の防止や路上喫煙の禁止など、生活環境全般にわたって意識啓発によるマナー向上を図る必要があります。

○不法投棄対策への取組

- ・市民、市、警察など関係機関との協力のもと、不法投棄防止に向けた対策を図る必要があります。

○安全で快適な地域環境の確保

- ・中心市街地を中心に古い住宅の密集、道路の狭い部などがみられることから、防災面や生活の快適性向上のために、適切なオープンスペースを確保することが必要です。

○誰もが自由に快適に移動できるまちの形成

- ・環境に配慮した公共交通機関の充実を図り、自家用車を利用しなくても気軽に移動できる環境をつくる必要があります。
- ・道路や公共施設などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが住みよいまちづくりを推進することが必要です。
- ・歩道、自転車道の整備を推進することで、誰もが気軽に安心して歩き、自転車に乗ることのできるまちづくりをすすめる必要があります。

○歴史文化資源や生活文化などの地域資源の継承と活用

- ・黒壁など中心市街地において保存・活用されている歴史文化資源や、旧市街地と農村の伝統的な生活や生業のなかに継承されている生活文化を地域の資源として受け継いでいくとともに、これらを生かした自然体験型観光など、宿泊・滞在型観光や広域観光に取り組んでいくことが必要です。

2) 環境まちづくりの活動の主体から

現状

- 本市では、住民参加、市民主体の環境づくりが行われています。環境づくりの拠点として多くの人に利用されてきたエコハウスは平成22年3月に閉館となりましたが、そこで行われてきた活動の輪が市内に広がり、現在では各地域でさまざまな市民主体の環境活動が進められています。
- 自治会活動も活発に行われており、多くの自治会が、川・側溝の清掃、道路・公園の清掃などの環境に関わる活動を行っています。また、活動への参加率も高く、地域の環境問題への関心が高いことがうかがえます。
- 一方で、少子高齢化、価値観や生活様式の多様化がすすむなかで、地域の環境づくりの担い手不足や地縁的団体への参加の減少など、従来型の緊密なコミュニティの変容がみられます。
- 環境保全に関わる学習は、湖北に関する自然や暮らし、文化などについて学ぶ「長浜学」や野鳥センターでの「観察会」などがあります。また、市民が環境問題等について学び、そこで得た知識を実践活動に結びつけることを目的として、「淡海生涯カレッジ」が開講されています。
- 学校においては、小学校では、長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」による水生生物調査や森林を使った環境学習事業「やまのこ」など、地域資源を活用した体験型の環境教育が行われています。
- 事業者の取組としては、滋賀県立長浜ドームにて開催される『びわ湖環境ビジネスメッセ』や琵琶湖の日（7月1日）に開催される琵琶湖一斉清掃へ参加しています。
- 市の取組としては、市自らが先頭立って環境保全計画を推進するため、水やエネルギーの使用量削減、ごみの減量などを通じてエコオフィスの推進に取り組んでいます。さらに、環境意識の醸成を図るため、毎年春分の日を「環境にやさしい日」と定め、講演会やヨシ植えなどのイベントを行なっています。



水生生物調査



やまのこ事業

課題

○多様な主体が参加できる環境教育・学習、環境まちづくり活動の促進

- ・学校教育、生涯学習、地域活動など様々な機会を通じて、より多くのひとが、環境保全の実践活動に取り組む機会をつくる必要があります。
- ・各種環境学習において、地域の豊かな自然環境を積極的に活用することで、地域の環境に対する関心を高める必要があります。

○各主体の自主的な取組を促進・誘導するしくみづくり

- ・滞在者が地域の市民とともに、長浜のまちを楽しみながら、環境づくりに参加し、いけるようなしくみを整える必要があります。

○多様な活動主体による環境まちづくりの推進

- ・社会参加意欲に富む高齢者の持つ経験や技術などを生かした地域づくりを推進することが必要です。
- ・広範なNPO活動などとの連携を図るなど地域にとられない活動を活発にすることが必要です。

○事業活動での環境配慮と環境を生かしたビジネスの推進

- ・事業活動にあたっては、様々な側面において環境負荷が少なくなるよう配慮を求めることが必要です。
- ・地域の既存の技術や自然環境、人的資源を生かした新たな環境ビジネスの創出を支援することが必要です。

○環境保全型の生活様式・事業活動づくり

- ・市民の自主的な環境づくり活動のより一層の活発化に努めるとともに、経済的誘導策など新しいしくみづくりが必要です。

○広域的な環境まちづくり活動の推進

- ・各主体の環境活動や湖北地域を中心とした広域的な環境づくり活動を推進するため、市は、市民、事業者に対して環境に関する情報を積極的に発信するなど、率先的な役割を果たしていく必要があります。

第2章 環境まちづくりをすすめる基本的な考え方

1 私たちがめざすまちの姿

■めざすまちの姿

自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま

2 環境まちづくりの基本姿勢

■基本的な姿勢

私たちがめざすまちの姿の達成に向けて、私たちが大切にしなければならない基本的な姿勢を次の5つにおきます。

① あらゆる施策への環境配慮の組み込みを図ります

まちづくりのあらゆる分野に環境問題が関係しているといっても過言ではありません。このため、施策の計画や実施に際しては、環境への影響を考え、環境への負荷を小さくし、良好な環境づくりに結びつくような対応策を盛り込んでいきます。

② 各主体の役割分担とパートナーシップですすめます

環境問題には、市民、事業者、行政のそれぞれが深く関わっています。そのため、環境に負荷を与えているひと自身とその責任を果たすことを基本に、各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもと自主的かつ積極的に環境づくりに取り組むとともに、対等な立場で連携しながらすすめていきます。

③ 持続可能な社会の構築を目指します

環境問題は、ものを生産、消費、廃棄するといった社会経済活動にその要因の多くがあることから、経済活動と切り離して考えることができません。このため、経済的な発展を図りながら環境負荷を減らす環境と経済の両立をすすめ、これによって持続可能な社会の構築を目指します。

④ 環境保全活動の裾野をひろげます

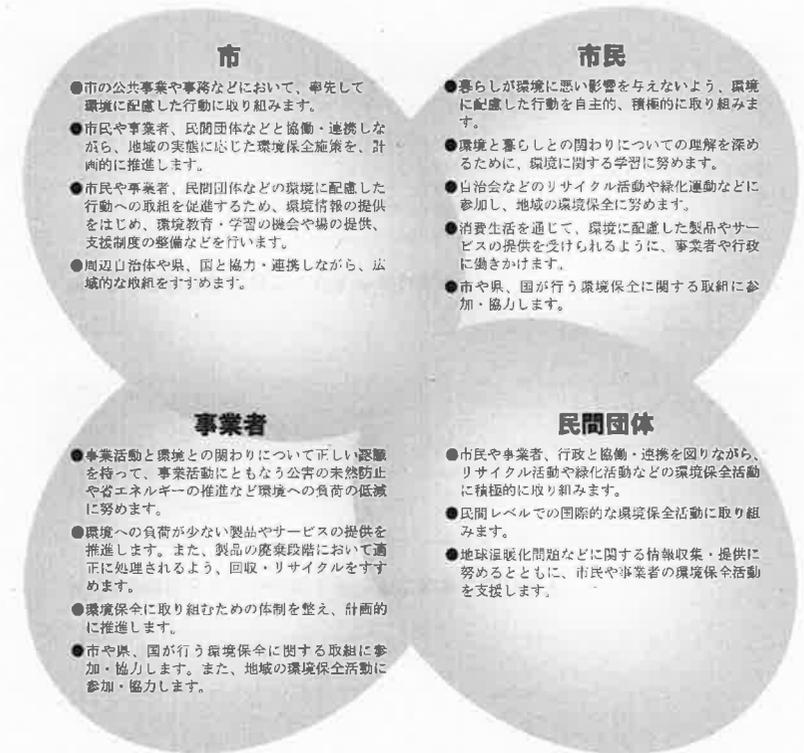
各主体の自主的な取組が環境まちづくりのポイントになりますが、単独に行われるだけでは、あまり効果的ではありません。意識をもった主体が率先して、先駆的な活動をすすめるなかで、市民の誰もが参加しやすい環境をつくり、環境保全活動の裾野をひろげます。

⑤ 多様な手法を導入してすすめます

環境問題は、社会経済全般に関わることから、従来の排出規制手法だけでは対応できません。こうしたことから、規制的手法に加えて、経済的（誘導的）手法や、環境教育・学習、情報の提供など様々な施策を、効果的、総合的に組み合わせながらすすめます。

■各主体の担うべき基本的な役割

私たちがめざすまちの姿の達成に向けて、協働・連携しながら、私たちが担わなければならない基本的な役割を次のとおりとします。



3 環境まちづくりの目標

私たちがめざすまちの姿を実現するため、次の6つの環境まちづくりの目標を設定します。

① 豊かな自然の維持・回復をめざします

琵琶湖や草野川・姉川・高時川・余呉川などの「水」、伊吹山系の山々・里山・田園などの「緑」といった多様な自然環境は、まちの歴史を生み、産業を育み、私たちの暮らしを支えてきました。そして、将来の長浜のまちをつくるのもこの自然環境です。あるべき自然があるべきところに見られ、植物や虫、鳥、魚などの生きものと出会え、自然から多くのことを学ぶことのできるまちをめざします。

② 健全な空気や水の確保をめざします

自然が有する浄化能力を超えた負荷や化学物質による汚染などのため、健康が脅かされる恐れが生じています。事業活動や日常生活から生じる汚染物質や騒音などが少なく、浄化能力の高い健全な自然環境があり、身の回りに清らかな水やさわやかな空気などが保たれ、誰もが健康に暮らすことができる環境を確保することをめざします。

③ もの・水・エネルギー循環の向上をめざします

資源やエネルギーを大量に使う生活をそのまま続けていると、大切な資源がなくなってしまうだけでなく、地球温暖化問題やごみ問題などにより、私たちの子孫の生活がなりたたなくなってしまう。将来の世代への責任として、資源やエネルギー、水を大切に繰り返し使うとともに、未利用エネルギーを利用するなどして、環境への負荷が少ない循環型の暮らしと社会をつくりあげることがめざします。

④ 地球市民としての役割を果たすことをめざします

地球環境問題は、私たち一人ひとりの行動の積み重ねの結果で起こっています。私たちも、地球市民の一人だという認識を持ちながら、私たちが使っている空気や水が地球を巡っていること、暮らしに欠かせないものやエネルギーのほとんどが国外から持ち込まれていることを認識し、身近な活動から地球環境保全へ取り組んでいくことをめざします。

⑤ まちの個性と魅力づくりをめざします

伊吹山系をはじめとした豊かな山々や田園地帯、琵琶湖や姉川・高時川・余呉川などの水辺が織り成す美しい景観、北国街道の古いまちなみをはじめとした様々な歴史資源は、私たちの心をなごませてくれるとともに、全国に誇れるながはまの魅力ともなっています。私たちは、自然と先人の営みが守り育ててきた市民の財産ともいえる環境を守り生かしていくとともに、子どもやしょうがいのあるひと、高齢者などの誰もが安全で快適に生活できるまちをめざしていきます。

⑥ 行動と協働の環境まちづくりをめざします

長浜のまちは、町衆文化の伝統を受け継ぎながら、市民が主役となってまちづくりをすすめてきました。環境まちづくりにおいても、主役は市民です。私たち一人ひとりが、毎日の生活や仕事を見つめ、環境との関わりに気づいて、自分の行動を変えていくことをめざしていきます。そして、様々なひとや異なる主体との連携を強め、取組の輪をひろげていくことをめざします。

第3章 環境まちづくりの取組

1 良好な自然環境の保全とふれあいの推進

1) 自然環境の保全

取組目標

様々な種類の生きものが生育・生息できる自然の生態系を維持・回復することをめざします。

方針

森は雨を蓄え洪水や干ばつを防ぎ、空気をきれいにし、やすらぎを与えるといった多面的な機能を持っています。このため、伊吹山系や竹生島などの森林を保全します。

また、特に生物多様性の高い湖辺域や河川、農地といった多様な自然環境の保全、外来種対策などの取組を通じて、生物多様性の保全に努めます。

各主体の取組の考え方

市民：里山や生物多様性の高い湖辺域の保全活動、生きもの調査などへの参加に努め、生きものを大切にする心を育みます。また地域の動植物を守り育てます。

事業者：生態系に配慮した事業活動の推進に努めます。また自然の保全活動に協力します。

行政：自然の生態系を守るための維持管理のしくみづくりをすすめます。自然の生態系を守る活動について支援・協力します。

基本施策

① 多様な自然の保全

■施策の方向

森林の保全・回復に努めるとともに、鎮守の杜や保存樹などの貴重な地域資源の保全・継承に努めます。また生態系や水循環に配慮しながら琵琶湖や河川などの水環境の保全、回復に努めます。

■具体的な施策

- ・森林の適正管理などにより、伊吹山系や竹生島など樹林地の保全・回復に努めます。
- ・地域の貴重なみどりである保存樹、鎮守の杜などの適正な保全・活用を推進します。
- ・河川や池、里山などの身近な自然の保全・活用を推進します。

② 生物の生育・生息空間の保全

■施策の方向

野生動植物の保護に努めるとともに、多様な生物が生育・生息する森林、農地、河川や琵琶湖などの自然環境の保全に努めます。また自然の生態系に配慮した生育・生息空間の保全・創出に努めます。

■具体的な施策

- ・市民との協働により、野生動植物の生育・生息状況に関する調査研究・情報収集を図ります。
- ・野生動植物の生息・生育環境である森林、河川、農地、ヨシ群落、内湖などの保全・回復を図ります。
- ・外来種対策については、県と連携し取り組みます。
- ・公共施設などでビオトープづくりをすすめます。
- ・ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、ハクビシン等による農林水産被害の防止に取り組みます。

2) 自然とのふれあい

取組目標

豊かな自然がひとの生活に不可欠であることを知り、森林や河川、琵琶湖などの自然に親しみ、ふれあう市民が増えることをめざします。

方針

豊かな自然のなかで、季節のうつりかわりが感じられ、自然環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。

各主体の取組の考え方

市民：みどりや土、水などに親しむとともに、自然への理解を深める催しや学習会に参加します。

事業者：自然への理解を深める催しや学習会に参加・協力し、遊休地や耕作放棄地を活用して自然とのふれあいの場・機会の確保に努めます。

行政：自然への理解を深める場や機会を創出します。また市民・事業者の活動の支援や自然に関する知識を有する指導者の活動支援に努めます。

基本施策

① 自然とのふれあいの場の確保

■施策の方向

森林・緑地公園や風致公園などの整備をはじめ、遊休地等の活用など、自然のなかで市民が憩える場の創出に努めます。

■具体的な施策

- ・湖岸緑地、河川緑地など自然にふれあえる緑地の整備を進めます。
- ・右田山公園等の風致公園や森林公園については、散策道など施設の充実を図ります。
- ・市民農園などの整備・充実を図ります。

② 自然とのふれあいの機会の確保

■施策の方向

幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるように、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などの機会や内容の充実を図ります。市民や指導者が主体となった活動のための情報の提供などの支援に努めます。

■具体的な施策

- ・自然観察会や河川の生物調査など体験型学習機会を充実します。
- ・林業や農業などの体験を通じて学ぶことができる機会をつくります。
- ・自然観察指導員、自然公園指導員、活動団体などの活動を支援します。
- ・市民や事業者などとの協力による里山の整備など、森の中で活動できる機会の提供に努めます。

2 ひとの健康と安全の確保

1) 水と土

取組目標

河川・琵琶湖の水質汚濁、地下水および土壌の汚染に関する環境基準をすべて達成し、多様な生きものがすみ、触れてみたくなるような清らかな水と土の確保をめざします。

方針

生きものが生育・生息し、子どもたちが水遊びしたくなるような水を取り戻すため、日常生活や事業活動における排水対策により、河川や琵琶湖の水質の改善を図ります。また、安全な農作物や飲料水を確保するため、化学物質の適正管理などにより、土壌・地下水の汚染を防止します。

各主体の取組の考え方

市民：公共下水道が整備されている地域では早期の接続に努め、まだ整備がされていない地域では家庭排水の適正な処理を行います。また、農薬など土壌や水の汚染につながる物質の適正な使用や管理に努めます。

事業者：事業活動にともなう排水の適正な処理を行います。また、燃料や化学物質などの適正な使用や管理を徹底します。

行政：公共下水道への接続を呼びかけるとともに、汚濁を防止するための啓発や指導に努めます。また周辺都市や県と連携・協力しながら、河川・琵琶湖の水質の保全に努めます。

基本施策

①河川・琵琶湖の保全

■施策の方向

公共下水道の整備推進や普及を図るとともに、地域に応じた排水処理対策をすすめ、市民や事業者に対して水の保全に関する指導・啓発に努めます。また自然の持つ浄化機能を高めるため、森林やヨシ群落などの自然生態系の保全に努めます。

■具体的な施策

- ・森林の適正な管理に努めることで、水質浄化機能の向上を図ります
- ・専門家の指導のもと、適切なヨシ群落等の保全活動に取り組みます。
- ・公共下水道への接続率向上と市民の水環境に対する意識啓発を推進します。
- ・合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進します。
- ・農村下水道施設の適正な維持管理を徹底します。
- ・住民参加による河川環境保全活動を推進します。
- ・家庭などからの生活排水を見直すための活動を支援します。
- ・環境保全型農業の推進を通じて、農業排水対策を進めます。

②土壌・地下水の保全

■施策の方向

農薬や化学肥料の適正な管理や使用の抑制を促し、健全な物質の循環や生態系維持の役割を果たしている土壌環境の保全を図ります。

■具体的な施策

- ・農薬使用の適正化により、農地などからの汚濁負荷の抑制に努めます。
- ・公園、街路樹などへの農薬の使用を抑制します。

2) 空気と音、光

取組目標

大気汚染や騒音に関する環境基準がすべて達成され、澄み切った空気や自然の音、季節の匂いなどが感じられる気持ちのよい空気や光を確保することをめざします。

方針

市民や事業者・行政が連携を取りながら、大気汚染、騒音・振動の防止対策を推進します。都市化の進展にともなう電波障害などの発生を抑制します。

各主体の取組の考え方

市民：環境への負荷ができるだけ少ない交通手段の選択や自動車の適正な使用に努めます。悪臭や騒音などが近隣の迷惑とならないよう配慮します。

事業者：環境への負荷ができるだけ少ない交通手段の選択や自動車の適正な使用に努めます。工場や事業所から発生する大気汚染物質や騒音などの抑制に努めます。

行政：公共交通機関の利用促進や、低公害車の普及に努めます。適正な土地利用の誘導を図り、快適な生活環境が阻害されないよう配慮します。

基本施策

①大気の保全

■施策の方向

自動車の使用にともなう大気汚染を低減するために、代替交通手段の整備や低公害車の利用を促進するとともに、自動車の適正使用を促進します。また、工場・事業所からの大気汚染物質、悪臭の排出抑制をすすめます。

■具体的な施策

- ・公共交通手段の利用促進と低公害車の導入に対する支援を図り、排出ガス対策を進めます。
- ・公用車への低公害車導入を推進します。
- ・周辺環境に配慮した道路構造の整備など沿道対策をすすめます。
- ・自動車交通量の抑制に努めます。
- ・悪臭防止に関する普及啓発など悪臭対策を推進します。

②騒音・振動の防止

■施策の方向

自動車の走行にともない発生する騒音・振動などを低減するために、自動車の適正使用を促すとともに、低騒音舗装などの道路構造の改善を図ります。事業活動にともなうものに対しては、規制、指導などを中心とした対策を推進します。また生活騒音については、個人の意識や生活マナーの向上に向けた啓発に努めます。

■具体的な施策

- ・低騒音舗装の導入を推進します。
- ・自動車の適正使用をすすめます。
- ・騒音に係る環境基準を達成維持します。
- ・騒音・振動の防止意識の高揚を図ります。
- ・公共事業における低騒音・低振動機器の利用に努めます。

③日照の確保、電波障害、光害対策

■施策の方向

心地のよい風や光などが確保された生活環境を保全するために、適正な土地利用や建築物の配置を推進します。また不必要な照明などの改善を図り、良好な屋外照明環境を確保します。

■具体的な施策

- ・宅地開発、中高層建築物建築時に電波障害など周辺への影響に配慮するよう指導します。
- ・受信障害の防止に努めます。
- ・公共施設の夜間照明などの時間制限や光害に配慮した街灯の設置を促進します。

3) 有害化学物質、放射性物質

取組目標

健康や安全への不安を感じることなく、安心して暮らせるよう、化学物質等により懸念される健康被害や生態系への悪影響など、「環境リスク」を低減することをめざします。

方針

化学物質等の有害性や環境中の存在に関する情報の収集や提供に努め、適正な使用・管理を促進します。

各主体の取組の考え方

市民：化学物質等に対する正しい情報を得るように心がけます。ごみの適正な分別や環境汚染につながる製品の購入、廃棄に配慮します。

事業者：事業活動にともない使用、排出する化学物質を適正に管理するとともに、その情報を提供するよう努めます。

行政：有害化学物質等の情報収集・提供に努め、事業者・市民への適正な管理を推進します。

基本施策

①事業活動にともなう汚染の防止

■施策の方向

事業活動にともなう環境負荷を低減するために、県や国などと協力しながら、法規制の徹底を図ります。

■具体的な施策

- ・化学合成農薬、化学肥料の使用を減らすため、環境こだわり農作物の栽培を推進します。
- ・ごみ焼却場の有害物質発生抑制を促進します。
- ・P R T R制度などによる化学物質の適正管理を促進します。
- ・新たな知見や適切な対応策などの情報収集・提供に努めます。

②日常生活にともなう汚染の防止

■施策の方向

洗剤や除草剤、プラスチック製品など身近にある化学物質が、ひとや生態系におよぼす影響などにかかる情報を提供し、適正な使用や管理、廃棄を推進します。

■具体的な施策

- ・有害物質に関する的確な情報を収集・提供します。
- ・環境中の有害化学物質の濃度を定期的に調査し、公表します。
- ・野焼き行為などによる汚染物質の排出防止を推進します。

③放射性物質の対応

■施策の方向

本市の近くには原子力発電所が立地するため、原子力災害から市民の安全・安心の確保を図ります。

■具体的な施策

- ・県と連携し、原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを確認します。
- ・放射性物質の情報収集・提供に努めます。
- ・原子力災害については、長浜市地域防災計画（第5章 原子力災害対策計画）に基づき迅速に対応します。

4) 公害の未然防止

取組目標

公害の発生を未然に防止するとともに、発生した場合の汚染を最小限にとどめることをめざします。

方針

環境の状況を把握し、適切な対策を推進するため、環境監視を継続的に実施するとともに、その情報提供に努めます。事業所への指導を徹底し、事業活動にともなう公害の防止を図ります。

各主体の取組の考え方

市民：生活環境の状況、行政や事業者の環境保全への取組に関心を持ち、情報の把握に努めます。

事業者：資材調達、生産、流通、廃棄の各段階において公害が発生しないように、管理体制の充実を図るとともに、従業員の意識向上に努めます。

行政：環境の現状について継続的に把握し、あわせて情報を収集・提供するとともに、事業活動にともなう公害が発生しないよう指導を徹底します。

基本施策

①環境監視の充実

■施策の方向

大気、水、騒音・振動、悪臭、土壌、化学物質など様々な環境の状況を計画的・継続的に監視します。周辺都市や琵琶湖に関する情報の把握にも努めます。

■具体的な施策

- ・大気質・水質などの環境監視体制を充実します。
- ・工場・事業所における定期的な環境監視を促進します。
- ・公害対策や新たな環境事象に関する情報の収集・提供を図ります。

②事業所への指導の徹底

■施策の方向

事業所からの公害を未然に防止し、改善を図るために、関係法令に基づく規制・指導を徹底するとともに、環境配慮行動の実践を促します。

■具体的な施策

- ・工場・事業場などに対する公害防止の規制・指導を徹底します。
- ・環境保全協定の締結により、事業者の環境配慮を促進します。

3 もの・水・エネルギーの循環

1) もの

取組目標

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却を図り、地域全体で資源の有効利用を図る循環型の地域づくりをすすめます。

方針

市民、事業者、行政が一体となって、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本にごみの減量化をすすめるとともに、効率的なごみの分別・収集体制づくりに努め、廃棄物の適正な処理を推進します。また、有機資源など、地域内で循環再生利用が可能なものについては、可能な限り有効活用を図り、資源の地域内循環を進めます。

各主体の取組の考え方

市民：ものやサービスの選択、消費行動等、暮らしのあらゆる場面において循環に配慮した持続可能なライフスタイルの構築を意識することで、ものを大切にすることを養い、資源を有効利用する方法を考え、実践します。

事業者：過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化をすすめるとともに、資源の有効利用、地域内循環に努めます。また事業活動にともなうごみの減量化や適正処理を推進します。

行政：市民、事業者の環境に配慮した製品の販売・購入を促進します。廃棄物のリサイクル・資源化、地域内循環をめざした体制づくりや市民の活動などを支援します。また処理にあたっては、適正な処理の徹底を図ります。

基本施策

①廃棄物の発生抑制

■施策の方向

ごみの減量化をすすめるために、資源を大切に市民・事業者の意識の高揚を図り、すぐにごみとなるものや環境によくない影響を与えるものの生産や購入抑制を促します。

■具体的な施策

- ・市民への意識啓発を通じて、省資源型のライフスタイルの普及を促します。
- ・学校における環境教育や地域における学習会を通じて、省資源についての意識を啓発します。
- ・事業者の過剰包装の自粛や環境配慮商品の提供などの取組を促します。
- ・ごみの減量化に向けた市民の活動を支援します。
- ・事業者が廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な行動を進めるように、取組を促します。
- ・生ごみの減少に向け、3つのキリ（使いキリ、食べキリ、水キリ）を推進します。
- ・滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定を推進します。

②リサイクルの推進

■施策の方向

リサイクルをすすめるために、市民や事業者の自主的な活動を支援するとともに、リサイクルに必要な体制やしきみづくり、分別の徹底などを推進します。また再利用品や再生利用品に関する情報提供を行い、その利用を促します。

■具体的な施策

- ・家庭などから発生する生ごみのたい肥化を推進します。
- ・再生資源（建設副産物など）の再利用を推進します。
- ・ごみ分別収集を徹底します。

- ・市民のグリーン購入を促します。
- ・グリーン購入をすすめる事業者を支援します。
- ・家電製品の円滑なリサイクル体制の整備を促進します。
- ・行政と環境推進員の連携による地域での取組の活性化を図ります。
- ・フリーマーケットの開催や不用品情報の収集・提供などリユースにつながる活動を推進します。
- ・資源回収団体等への支援をすすめます。
- ・市内の未利用有機資源の利活用を促進します。
- ・バイオマスを活用した市内産業の育成を図ります。
- ・ごみに関する出前講座の開催や広報誌による情報発信など周知を図ります。

2) 水循環

取組目標

一度利用した水の利用や雨水の利用と地下浸透を進めます。

方針

水資源を有効に利用するために、節水に対する意識を推進するとともに、雨水の利用や地下浸透などの未利用水の利用や活用に努めます。

各主体の取組の考え方

市民：節水や一度利用した水の利用に努めるとともに、雨水利用や雨水の地下浸透に努めます。

事業者：節水を促進するとともに、雨水の地下浸透・一度利用した水の利用に努めます。

行政：公共施設における節水や雨水の利用、地下浸透を推進します。また、事業者や市民の水の循環利用を促進します。

基本施策

①節水・未利用水の利用

■施策の方向

節水や水の再利用などが定着した生活様式、事業活動の普及のため、市民、事業者への意識啓発に努めます。節水などに関わる技術やシステムの情報収集・提供に努めるとともに、公共施設などへの導入をすすめます。

■具体的な施策

- ・水を大切にするライフスタイル・事業活動を普及啓発します。
- ・公共施設における雨水利用施設の整備を図ります。
- ・雨水利用を促進します。

②水循環の促進

■施策の方向

森林や農地を保全することにより水源かん養機能を維持するとともに、水源の負担を軽減するため、工業用水の循環利用を促進するなどの取組を進めます。また、市民、事業者への意識啓発や道路や公共施設などの整備での雨水を地下に浸透しやすくする浸透ますや透水性舗装などの導入により水の循環を促進します。

■具体的な施策

- ・水源かん養機能を持つ森林や農地などの保全を推進します。
- ・工場などでの水の循環利用を促進します。
- ・道路や歩道、駐車場など舗装の透水性化を推進します。
- ・公共施設や民間施設、住宅などへの浸透側溝・ますの設置を促進します。

3) エネルギー

取組目標

省エネルギーや再生可能エネルギーの活用をすすめ、エネルギー消費量を減らすことをめざします。

方針

日常生活や事業活動における省エネルギーの取組を一層促進します。また自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

各主体の取組の考え方

市民：節電や省エネ機器の選択などの取組を通じて、省エネルギー化に努めます。住宅の新築・改築などにあたっては省エネ型の建物となるよう配慮するとともに、再生可能エネルギーの活用にも努めます。

事業者：作業工程の見直しや省エネ機器の選択により省エネルギーに努めます。建物の新築・改築などにあたっては省エネ型の建物となるよう配慮するとともに、再生可能エネルギーの活用にも努めます。

行政：事務事業にともなうエネルギー消費量の削減に努めるとともに、再生可能エネルギーなどの導入をすすめます。また市民や事業者への意識啓発や支援に努めます。

基本施策

①省エネルギーの推進

■施策の方向

長浜市全域の省エネルギー推進に向けて計画的に取組を進めるとともに、省エネ型の生活様式・事業様式の普及を図ります。また、公共施設における省エネルギー対策を推進します。

■具体的な施策

- ・市域全体の省エネルギー化に向けた計画を立案し、各種取組を推進します。
- ・公共施設の省エネルギー化を推進します。
- ・省エネルギー住宅の普及に向けた各種支援を実施します。

②再生可能エネルギーの利用促進

■施策の方向

再生可能エネルギーの利用を促進するために、情報提供や助成制度の充実を図るとともに、公共施設への導入をすすめます。

■具体的な施策

- ・長浜市再生可能エネルギー利活用方策に基づき、導入を図ります。
- ・太陽光・風力・バイオマスなど再生可能エネルギーの普及に向けた各種支援を実施します。
- ・公共施設における再生可能エネルギーの活用を推進します。

4 地球環境保全への貢献

1) 地球環境問題への理解・協力

取組目標

地球環境問題に対する取組の必要性について一人ひとりが認識し、地球環境保全に向けて協働することめざします。

方針

地球的規模で起こっている環境問題の現状やその動向について関心を持つとともに、日常生活や事業活動において地球環境保全に取り組みます。

各主体の取組の考え方

市民：地球的規模の環境問題に関心を持ち、日常生活がおよぼしている影響についての学習や情報を得る機会に参加し、身近なところから地球環境保全に取り組みます。

事業者：事業活動が地球環境問題におよぼしている影響について、従業員一人ひとりが意識するとともに、地球環境保全を目的とした各種取組に参加・協力します。

行政：地球環境問題に関する情報の収集・提供に努め、市民・事業者の意識啓発を促進します。また姉妹都市などの交流を通じて地球環境保全に貢献し、市民や事業者の国際的な活動や交流を支援します。

基本施策

①地球環境問題の普及・啓発

■施策の方向

地球環境問題に関する情報の収集を促進するとともに、様々な機会を通じてわかりやすく普及・啓発するよう努めます。

■具体的な施策

- ・地球環境問題に関する情報の収集・提供を図ります。
- ・地域や学校などでの地球環境問題に関する理解を深めます。

②国際協力の推進

■施策の方向

姉妹都市との交流を一層促進するとともに、市民や事業者などの国際交流に関する活動に協力・支援します。

■具体的な施策

- ・国際交流関係団体を支援します。
- ・姉妹都市との環境面での交流を深め、相互理解をすすめます。

2) 環境への負荷低減

取組目標

市民、事業者、行政が環境に配慮した行動に取り組み、市域における活動によって排出される二酸化炭素の削減など、環境負荷の低減をめざします。

方針

市民、事業者、市がそれぞれの活動において、資源の循環利用やエネルギーの有効利用などを並じた低炭素社会の構築に向けた取組を進めるとともに、フロン類および代替フロンなどの使用廃止や回収の促進などに取り組みます。

各主体の取組の考え方

市民：ライフスタイルを見直し、省資源や省エネルギーなど環境に配慮した行動に努めます。

事業者：省資源や省エネルギーなど環境に配慮した事業活動をすすめるとともに、環境への負荷の少ない製品・サービスの提供に努めます。

行政：排出量などの地球温暖化などに関する情報収集・提供に努めるとともに、市民や事業者の取り組みに対し支援します。

基本施策

①地球温暖化対策の推進

■施策の方向

温室効果ガス排出削減目標に基づいて、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を促進し、化石燃料などの消費にともなう二酸化炭素排出量などの削減を促進します。また、温室効果ガスの吸収源対策を進めます。

■具体的な施策

- ・温室効果ガスの排出実態の継続的な把握に努めます。
- ・自動車の適正使用の啓発に努めます。
- ・温室効果ガスの排出削減に向けて、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進、緑化の推進、住宅など建築物の省エネルギー化に取り組みます。
- ・温室効果ガスの排出削減に向けて、市民のライフスタイルの見直し、事業活動における環境配慮の推進に取り組みます。
- ・公用車への低公害車の導入を促進します。
- ・森林を適正に管理することにより、森林吸収源対策を進めます。
- ・自動車交通量を抑制するため、公共交通機関の利用を推進します。
- ・次世代自動車の導入に対する支援を行います。
- ・利用しやすいレンタサイクルの整備を進めます。

②オゾン層保護対策の推進

■施策の方向

オゾン層破壊などの原因となるフロンガスなどの排出の抑制に努めます。

■具体的な施策

- ・フロンガスなどの回収・適正処理を促進します。
- ・フロン類を使用した製品の適正な廃棄の啓発に努めます。

5 まちの個性と魅力の創出

1) 水辺とみどり

取組目標

一人当たりの都市公園面積約13㎡を維持するとともに、水とみどりのネットワークをつくり、やすらぎと潤いにあふれたまちをめざします。

方針

市街地内において、市民が憩うことができ、また災害時の避難地となる公園、生物の生育・生息空間となる緑地や親水空間の整備をすすめるとともに、住宅地や公共施設などの緑化に努め、うるおいのあるまちをつくります。また既存の水辺やみどりをつなぐ新たなみどりを増やすことにより、生きものがすみやすい環境を創出します。

各主体の取組の考え方

市民：家庭でのみどりづくりに努めます。また地域での緑化活動などに積極的に参加します。

事業者：事業所内の緑地の確保や、緑化を推進します。また地域での緑化活動などに積極的に参加・協力します。

行政：公共施設の緑化や誰もが身近に親しめる公園・緑地、親水空間の整備をすすめます。また地域の緑化活動を支援します。

基本施策

①公園・緑地の整備

■施策の方向

居住空間のゆとりや防災上必要な公園・緑地の確保をすすめるとともに、市民と協力しながら、地域の特性に応じた公園・緑地の整備や沿道、施設などの緑化を推進します。

■具体的な施策

- ・長浜市みどりの基本計画に基づき公園・緑地の整備をすすめます。
- ・条例の制定や緑化推進重点地区の選定などを通じて、緑地の保全、緑化の推進を図ります。
- ・地域資源を生かした特色ある公園を整備します。
- ・鎮守の杜や社寺など民有緑地の保全・活用を推進します。
- ・市民が憩える広場やポケットパークを整備します。
- ・道路や河川、公共施設などの緑化を推進します。
- ・家庭や地域での緑化を支援します。
- ・市民による半体的なみどりづくりが行われる仕組みを整備します。
- ・地域住民と連携しながら、公園・緑地などの維持管理を図ります。
- ・民間宅地開発における緑化推進を指導します。

②親水空間の創出

■施策の方向

生態系に配慮しながら、湖岸や姉川、高時川、余呉川、長浜新川などの親水空間の整備や緑化に努めます。

■具体的な施策

- ・誰もが親しめる水とふれあい空間の整備をすすめます。
- ・湧水や池などを生かし、小空間のあるまちづくりを推進します。
- ・自然素材を利用した多自然型川づくりを推進します。

2) 歴史と文化

取組目標

歴史や文化を継承し活用するとともに、すべての地域で新しい長浜文化が育まれることをめざします。

方針

歴史的・文化的遺産や、まつりや行事など、地域特有の伝統文化を保存・継承するとともに、それらを生かした市民主体の新たなまちづくりを推進します。

各主体の取組の考え方

市民：地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に努めます。また、それらを生かしたまちづくりなどに積極的に参加します。

事業者：地域の歴史や文化に関心を持ち、それらの保存と継承に参加・協力します。また地域のまちづくりの活動に積極的に参加・協力します。

行政：歴史遺産や伝統文化の保存と継承に努めます。また地域のまちづくりの活動を支援します。

基本施策

①歴史・文化遺産の保存・活用

■施策の方向

地域の歴史・文化遺産を伝えていくために、それらを保存・継承するとともに、郷土文化に関する学習機会の確保や後継者の育成などに努めます。

■具体的な施策

- ・大通寺や伝統的建造物などの歴史資源の保存・活用を図ります。
- ・曳山まつりなどの伝統的なまつりや行事の保存・伝承・活用を図ります。
- ・地域の歴史文化を学ぶ機会・場の確保に努めます。
- ・伝統的なまつりや行事の振興を図ります。

②市民文化活動の推進

■施策の方向

市民が主体となった地域の伝統的な文化を生かしたまちづくり活動などを支援します。

■具体的な施策

- ・地域の歴史文化を生かしたまちづくり活動を促進します。
- ・市民主体の文化活動などを促進します。

3) まちなみ景観

取組目標

伊吹山系の山々とそれらを源とする河川、田園、琵琶湖などの自然風景、独自の歴史文化に育まれてきたまちなみ景観に一層磨きをかけることを目指します。

方針

豊かな自然や歴史文化が形づくる美しい景観を貴重な資産として認識し、魅力と活力がより高まる景観となるよう、長浜の歴史、風土、個性を活かし、くらしと調和した長浜らしさあふれる景観を育くみ、次世代へ継承していきます。

各主体の取組の考え方

市民：一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、くらしに身近な地域社会の中で、自主的かつ積極的な景観づくりや美化活動に取り組みます。

事業者：自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に地域の景観づくりや美化活動に取り組みます。

行政：景観づくりの先導的な役割を果たすとともに、地域ごとの特性を活かしつつ取組を推進するため、市民主体の景観づくりや美化活動を支援します。

基本施策

①まちなみ景観の形成

■施策の方向

長浜市らしい良好な景観の保全に努めるため、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進します。

■具体的な施策

- ・景観まちづくり計画に基づき、景観形成に向けた各種施策を総合的に推進します。
- ・景観形成重点区域の拡大などを通じて、良好な景観の保全を推進します。
- ・ながはま百景の選定や景観アドバイザーの派遣などの活動を通じて、市民の景観形成への意識啓発を図ります。
- ・景観と調和する屋外広告物の仕組みづくりに取り組みます。

②地域美化の推進

■施策の方向

ごみの散乱防止や不法投棄に関する啓発を徹底するとともに、地域での清掃活動などの支援をすすめます。また、路上喫煙の禁止等生活環境におけるマナーの向上を図ります。

■具体的な施策

- ・ごみの不法投棄やポイ捨ての防止・啓発に努めます。
- ・不法投棄監視体制の充実・強化を図ります。
- ・不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- ・地域での美化活動を支援します。
- ・さわやかで清潔なまちづくり条例に基づき、生活環境全般におけるマナー向上に取り組めます。

4) 生活空間

取組目標

誰もが気軽に安全に移動できる生活空間をめざします。

方針

子どもや高齢者、しょうがいのある人など、誰もが快適、安全に生活できる交通環境や施設環境の整備を促進します。また、市民一人ひとりが意識の高揚を図り、歩行空間から障害物をなくしていきます。

各主体の取組の考え方

市民：放置自転車などのない快適な歩行者空間の確保に努めます。また自動車の利用はできるだけ控え、公共交通機関や自転車などを積極的に利用します。

事業者：通勤や事業にともなう自動車の利用はできるだけ控えます。また市民が利用する施設などについてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

行政：安全に利用できる歩行者・自転車道路などの空間づくりをすすめ、利便性の高い公共交通機関の充実にも努めます。また通勤や事業にともなう自動車の利用はできるだけ控えます。

基本施策

①交通環境のバリアフリー化の推進

■施策の方向

歩道の段差の解消や障害物の撤去などの推進を図り、安全な歩行空間をつくります。またバスや鉄道など公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を関係機関に働きかけます。

■具体的な施策

- ・低床バスの導入や駅施設へのエレベータの設置など公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化をすすめます。
- ・道路・歩道への放置自転車や屋外広告物、商品など障害となるものの規制、指導を推進します。
- ・歩道の設置・幅幅や段差の解消など安全な歩行空間づくりをすすめます。
- ・安心して歩け、走れる歩道や自転車道を整備します。

②公共施設などのバリアフリー化の推進

■施策の方向

多くの市民が利用する公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進するとともに、スーパーなどの民間施設についても改善や整備を要望し、支援していきます。

■具体的な施策

- ・スロープの設置や案内表示の充実など、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・民間施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を誘導します。

第4章 行動と連携による環境まちづくりの推進

今日の環境問題は、一人ひとりの生活や事業者の行動に原因があり、すべての主体が取り組んでいくべき課題です。環境まちづくりをすすめていくために、まず一人ひとりが環境に関心を持ち、自分の生活や仕事との関わりを認識して、身近なところから行動していくことが求められています。そして、この認識と取組を地域の総意へと高めて、子どもからお年寄りまでの世代間、市民と事業者と行政の間、地域間など様々なひとと地域のパートナーシップですすめる環境まちづくり行動を育てる取組を展開します。

1) 環境教育・学習

取組目標

家庭や地域、学校、職場など様々な場所での環境教育・学習の充実をめざします。すべての学校において、地域資源を活用した体験学習を実施することをめざします。

方針

子どもたちの年齢に応じて、身近な環境から地球環境までの幅広い環境教育をすすめます。また市民一人ひとりが環境への理解と認識を深め、環境に配慮した暮らしを実践していくために、家庭や地域、職場など様々な機会を通じた環境教育・学習をすすめます。

各主体の取組の考え方

市民： 講習会や観察会に積極的に参加するなど、自主的に環境を学習します。また地域や学校などとの交流の場に積極的に参加し、自然や歴史・文化など豊かな地域資源を子どもたちに伝えます。

事業者： 従業員への環境教育をすすめ、意識の啓発に努めます。地域や学校が取り組む環境学習や活動への参加・協力を努めます。

行政： 環境について理解を深める機会を増やします。また活動の輪をひろげる人材を育成するとともに、活動の場・機会の整備・提供に努めます。

基本施策

①学校での環境教育の充実

■施策の方向

子どもたちが自然環境や歴史、ひとなど個性のある地域資源に学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。

■具体的な施策

○地域資源を生かした環境学習の推進

- ・ 地域資源を生かした生活体験・自然体験学習をすすめます。
- ・ 地域の環境状態などを知る学習機会を充実します。
- ・ 地域での異世代交流をすすめます。

○環境教育体制の整備

- ・ 環境に関する教員研修の充実や環境教育を推進する地域の指導者を育成します。
- ・ 水生生物少年少女調査隊など子どもが中心となった環境活動を推進します。

○学校の施設整備

- ・ 省エネルギー型学校施設の整備や省エネ機器の導入などをすすめます。
- ・ 生ごみのたい肥化など学校のゼロエミッション化をすすめます。
- ・ ビオトープ（動植物の生息空間）づくりをすすめます。

②家庭や地域、職場での環境学習の充実

■施策の方向

環境について理解を深めるための学習機会や場を設けます。また地域資源の保全や人材育成に努め、地域の個性を学ぶ環境学習を推進します。

■具体的な施策

○環境学習の機会・場の提供

- ・ 環境に関する催しやセミナーを開催します。
- ・ 自然環境学習の機会を充実します。
- ・ 事業所などの施設開放や見学会など環境学習の機会づくりを支援します。

○環境学習体制の整備

- ・ 環境活動に関するアドバイザーやリーダーなどを育成します。
- ・ 環境に関する情報の収集・提供に努めます。
- ・ 地域や職場での環境に関する講座の開催などを支援します。

2) 環境まちづくり

取組目標

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、自主的・積極的に環境に配慮した行動に取り組み、さらに協働・連携した環境まちづくりに取り組むことをめざします。

方針

すべての主体が環境に配慮した行動を起こし、継続して取り組めるしくみや体制を整えます。さらに各主体の活動をつなぎ、対等な立場でのパートナーシップを構築します。

各主体の取組の考え方

市民：自らの行動を振り返り、改善をしながら、率先して環境活動に取り組みます。地域や事業者、行政などの取組に関心を持つとともに、積極的に参加・協力します。

事業者：従業員の意識啓発に努めるとともに、率先して環境活動に取り組みます。市民や行政などの取組に関心を持つとともに、積極的に参加・協力します。

行政：職員の意識啓発に努めるとともに、率先して環境活動に取り組みます。市民や事業者などの活動を支援するとともに、交流や協働・連携を図るしくみづくりを支援します。

基本施策

①市民の取組の促進

■施策の方向

市民が環境に与えている影響を認識し、家庭や地域で目標を持って取り組めるようなくみづくりをすすめます。また多くのひとが環境活動に参加できるよう機会や情報の提供に努めるとともに、市民や地域などの活動支援や人材育成に努めます。

■具体的な施策

○家庭や地域での環境マネジメントの推進

- ・環境家計簿を普及促進します。
- ・エコアクションポイントの活用による省エネ行動を普及促進します。

○リーダーや活動グループの育成

- ・環境保全活動や環境教育を推進するひとやグループなどを育成・支援します。
- ・市民が主体となった計画づくりや実践活動を支援します。
- ・環境活動団体の組織化や連携強化を支援します。

○活動などへの参加機会の提供

- ・講演やシンポジウムなどを開催します。
- ・環境に関する作文やポスターなどを募集します。

②事業者の取組の促進

■施策の方向

事業者が事業活動による環境負荷を認識し、明確な目標を定めて活動するよう環境マネジメントを推進します。また環境ビジネスなどの情報提供や支援に努めるとともに、地域や学校などが取り組む環境学習・活動への参加・協力を促進します。

■具体的な施策

○環境マネジメントの推進

- ・ISO14001等各種環境マネジメントシステムの認証取得を支援します。
- ・事業者自らによる環境配慮の取組を促進します。

○環境ビジネスの振興

- ・環境ビジネスに関する情報の収集・提供を行います。

○地域活動への参加の促進

- ・地域の清掃活動など地域活動への参加・協力を促進します。
- ・新たな表彰制度を検討します。

③市の取組の推進

■施策の方向

市役所も消費者、事業者として事務事業における環境負荷の低減に組織的・日常的に率先して取り組みます。

■具体的な施策

○市役所の率先的な取組の推進

- ・長浜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進、数値指標による管理および公表を行います。
- ・事務事業における環境配慮活動や庁内における体制整備に取り組みます。

④パートナーシップの構築

■施策の方向

それぞれの主体が様々な活動を通して交流を深め、対等な立場で連携し、ともに取り組んでいくことのできる機会・しくみづくりを支援します。

■具体的な施策

○様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

- ・市民・事業者・行政などが参画した協議会の設置運営支援を行います。
- ・各種団体への活動支援、情報の収集・提供を行います。
- ・各種環境関連イベントの開催など情報交換の場を設けます。
- ・新たな活動団体の育成を図ります。

○パートナーシップ型の事業の推進

- ・身近な環境づくりに取り組むグラウンドワークを支援します。
- ・市民や事業者などとともに環境に関わる計画づくりや事業を推進します。

3) 環境情報の提供・整備

取組目標

誰もが環境まちづくりに取り組むための情報を気軽に得られ、自主的な環境活動が展開できるよう整備することをめざします。

方針

身近な環境の状況や地球環境問題などに関する情報を収集・整備するとともに、それらの情報を様々な手段を利用して、ひろく発信します。

各主体の取組の考え方

市民：環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するように努めます。また行政などが行う情報収集に協力します。

事業者：環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するように努めます。また、市民に対して、事業活動に関する情報を提供するとともに、行政などが行う情報収集に協力します。

行政：市域の環境の状況を継続して把握します。また市民や事業者が知りたい情報を入手できるように、情報の収集・提供に努めます。

基本施策

①環境情報の収集

■施策の方向

環境の状況を継続的に調査するとともに、国や県の動向や地球環境問題などに関する情報を収集します。また市民や事業者、民間団体などの環境情報の収集に努めます。

■具体的な施策

○多様な環境関連情報の収集

・環境の現状、施策の推進状況などに関する情報を収集・提供します。

○市民などの環境まちづくりに関する情報の収集・提供

・市民や事業者などの環境活動に関する情報を収集・提供します。

②環境情報の提供

■施策の方向

様々な世代や活動主体など、それぞれのニーズに応じた環境情報を適切な媒体を通じて提供します。

■具体的な施策

○利用者ニーズに応じた情報の提供

・パンフレットや冊子など啓発資料を提供します。

・広報ながはまやインターネット、民間施設などを利用して情報を提供します。

・環境関連の図書や教育資料を充実します。

第5章 重点施策

重点施策では、第3・4章で示した各施策の中から、今後、特に重点的に取り組むものを示します。

1 推進体制・仕組みづくり

今後取組を進めるための基礎となる推進体制の整備や具体的なアクションプランの作成などに取り組むことで、計画の策定から推進に向けたスムーズな移行を図ります。また、市全域に取組を広げるため、関連団体の育成にも早期に取り組みます。

1) 推進体制づくり

計画策定後、長浜市環境基本計画の推進主体となる協議会の立ち上げを行います。各主体や団体間のネットワークづくりを行うことで、環境基本計画の取組の波及を図ります。また、現在活動している環境関連団体や新たな団体に対する支援の充実など、民間団体の育成を進めます。

取組内容

- 市民・事業者・行政などが参画した、協議会の設置、運営支援
- 各種団体の活動支援、情報の収集・提供の実施
- 新たな活動団体の育成 など

2) 行政の仕組みづくり

行政内部における効果的な計画の推進を図るため、庁内関係各課に推進員を配置します。また、アクションプランを策定し、これに基づいて具体的な取組を進めるとともに、数値指標による取組実績の管理、年次報告書による取組結果の公表などを通じて、確実な進捗を図ります。

取組内容

- 庁内関係各課に推進員を配置
- アクションプランの策定、数値指標による管理、年次報告書による公表 など

2 地球温暖化対策推進

現状において対策が立ち遅れている地球温暖化問題については、平成23年3月に策定した長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割に応じた取組を推進し、温室効果ガスの削減に努めます。

1) 行動の推進

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民・事業者・行政それぞれの役割に応じた事業等の推進を図ります。また、情報提供や環境配慮行動の普及を通じて行動の実践を促します。

取組内容

- 長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
- 市民・事業者に向けた各種地球温暖化関連情報の提供
- エコアクションポイントや環境家計簿の普及など市民への環境配慮行動の普及
- 森林吸収源対策として、間伐など森林整備の推進 など

2) 支援の充実

地球温暖化対策に関する各種支援を行い、実質的な温室効果ガスの排出削減を図ります。

取組内容

- 省エネルギー住宅の普及に向けた各種支援の実施
- 太陽光・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギー普及に向けた各種支援の実施 など

3) 行政の率先的な取組の推進

市をひとつの事業所と見なすと、市施設や事務事業に伴って排出される温室効果ガスの量は、大規模事業所に匹敵すると予想されます。また、市民事業者の参画を得るためには、市が率先して削減に取り組む姿勢が重要です。このため、市は、事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を目的とした地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガスの削減に努めます。

取組内容

- 市の事務事業における地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進など

3 循環型社会形成推進

循環型社会の形成に向けた取組を進めるため、一人ひとりの資源に対する意識を変えるると同時に、資源の循環に向けた体制や仕組みを行います。また、現状において1分活用がなされていないバイオマスの利活用を図ります。

1) 「もったいない」の意識の普及

現在の大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直しを図るためには、一人ひとりの意識を変えていく必要があります。このため、学校や地域・家庭での環境教育や意識啓発を通じて、「もったいない」の意識の普及を図ります。

取組内容

- 学校における環境教育や地域における資源についての環境学習会の実施
- マイバック等の普及による使い捨て意識の見直し など

2) 3Rの推進

増加傾向にあるごみ発生量の削減および資源の有効利用を進めるため、3R（ごみ減量化・再利用・再生利用）の促進に向けた仕組みや体制の整備などに取り組み、循環型社会づくりを推進します。

取組内容

- ごみに関する出前講座の開催や広報誌による情報発信の実施
- フリーマーケットや不用品交換情報の活用によるリユースの推進
- 分別の徹底などリサイクルの推進
- 行政と環境推進員の連携による地域での取組の活性化 など

3) バイオマスの利活用推進

間伐材や廃食油などの未利用有機資源について、マテリアルやエネルギーとして計画的に有効活用するとともに、バイオマスの利活用による産業・市民活動の活性化に向けた支援を行います。

取組内容

- 間伐材や廃食油など未利用有機資源の利活用支援
- バイオマスを活用した市内産業の育成 など

4 自然環境の保全・活用

長浜市の多様な自然環境は、地域で生活する人々や生物にとって欠くことのできないものです。この環境を次の世代へ引き継ぐため、継続的に保全活動を進めるとともにこれらの環境と触れ合う機会の創出により、自然を大切にしている人々の心を育みます。

1) 生物多様性の向上

生物多様性の向上を図るため、荒廃などによって失われつつある、農地や里山など二次的自然環境の保全などに取り組みます。

取組内容

- 市民や事業者などとの協力による里山の維持管理の推進
- 農業農村整備事業を通じた農地の生物多様性の保全
- 地域における多様な主体が有機的に連携し、貴重種保護・外来種対策などの生物多様性の保全を目的とする地域連携保全活動計画の研究・検討 など

2) 自然環境の活用

市民が身近な環境とふれあうことができる機会を増やすため、身近な親水空間の整備や緑地の保全、緑化の推進などを通じて、自然とふれあえる場づくりを行います。また、これらを活用した自然観察会や体験イベントなどの開催を通じて、市民の自然や身近な環境に対する愛着を深めます。

取組内容

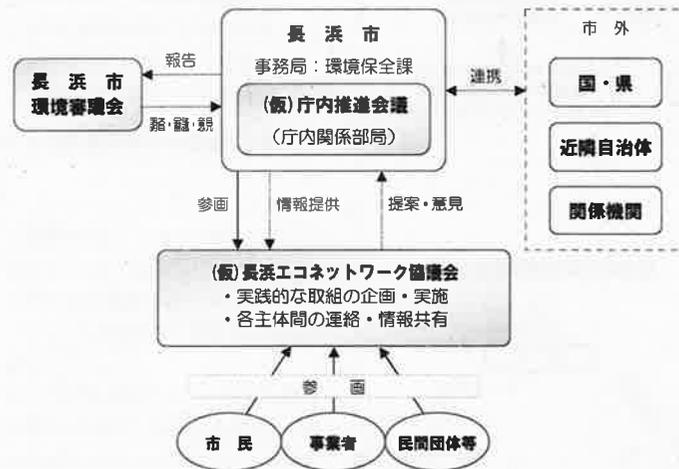
- 身近な親水空間の整備
- 条例の制定や緑化推進重点地区の選定による緑地の保全・緑化の推進
- 身近な自然を活用した、自然観察会や体験学習など各種イベントの開催 など

第6章 計画の推進方策

1) 計画推進の考え方

1) 推進体制の枠組

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市および民間団体等による協働のもと、取組を進める必要があります。このため、下図に示す枠組で推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら本計画の効果的な推進を図ります。



推進体制の枠組

2) 各種主体の役割

■環境審議会

環境審議会は、市民・事業者、学識経験者などで構成され、環境の現状や環境施策の進捗状況などを構成かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

■(仮) 庁内推進会議

(仮) 庁内推進会議は、庁内の関係部局から横断的に構成され、環境審議会や(仮)長浜エコネットワーク協議会からの意見・提案を踏まえ、環境施策の推進、進行管理、計画の見直しなどを進めるとともに、各担当課の取組を促進していく役割を果たします。また、必要に応じ、重点プロジェクトに設定されている事項などについて、担当課を中心としたプロジェクトチームを設置し、具体的な取組を推進します。

■(仮) 長浜エコネットワーク協議会

(仮) 長浜エコネットワーク協議会は、市民・事業者・市・民間団体などから構成され、環境保全に向けた実践的な取組の企画・実施（普及啓発イベントの開催等）や各主体間、団体間の連携・情報共有の場となります。そして、協議会は、市民に広く環境情報の発信を図るとともに、主体的な活動の輪を広げていく役割を担っていきます。

■広域的な連携体制

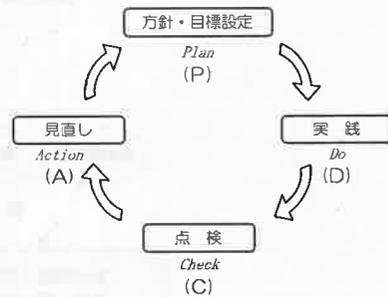
河川や琵琶湖、山地などの自然環境の保全や公共交通対策など、周辺都市と共通する課題に対応していくために、近隣都市や県、国などと連携しながら、広域的な視点で取り組みます。

2 推進体制

1) 進行管理の基本的な考え方

本計画に示した施策の実効性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな処置を講じていく必要があります。

このことを踏まえ、本計画の進行は、右図に示す環境管理システムの基本的なサイクル（PDCA）のடுத்த形で管理していくこととします。

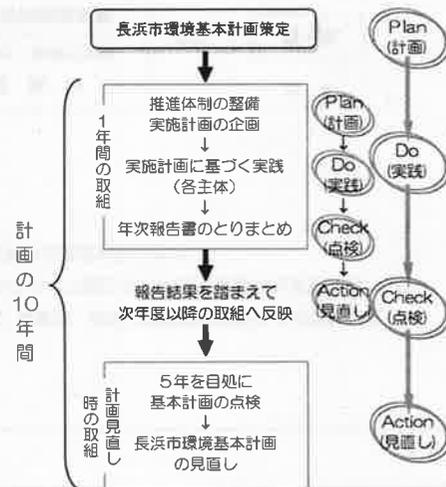


進行管理の基本的な考え方

2) 計画の進捗状況の把握と公表

上記のPDCAサイクルに基づき、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し改善点を見出して速やかな処置を講じていきます。

また、調査した結果は、年次報告書としてとりまとめ、環境審議会に報告するとともに市民へ公表します。環境審議会では報告された内容を検証して、次年度以降の活動計画の見直しや環境基本計画そのもの見直しに活用します。



進捗状況の把握と公表のフロー

■計画の進捗状況の把握（環境指数）について

計画の進捗状況は、各施策の進行状況管理を行うとともに、基本目標の達成度評価のために設定する環境指数によって評価します。環境指標は、以下に示すとおりです。

<豊かな自然の維持・回復をめざします>

項目	現状値 (H21年度)	目標値 (H30年度)
保存樹の指定箇所数	48 か所	100 か所
【算出方法等】「長浜市住みよい緑のまちづくりの会」が指定する保存樹の合計		
耕作放棄地面積	212 ha (H17年2月1日現在)	協議中
【算出方法等】農林業センサス調査結果		
自然体験型学習の年間参加者数	853 人	1,600 人
【算出方法等】河川生物調査、森林環境学習、ネイチャーゲームなどの年間参加者数の合計		

<健全な空気や水の確保をめざします>

項目	現状値 (H21年度)	目標値 (H30年度)
市内河川のBOD濃度	2.0mg/L 以下	2.0mg/L 以下
【算出方法等】市内河川で定期的におこなう水質検査の結果数値		
下水道普及率	77%	95%
【算出方法等】(下水道処理区域内に住む人口) ÷ (市総人口) × 100		
大気環境基準適合率	3項目全て 環境基準適合	現状を維持
【算出方法等】24時間自動測定を実施している、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値		
騒音に関する環境基準達成率 (H19年度数値)	80%	100%
【算出方法等】(環境基準達成調査地点数) ÷ (全調査地点数) × 100		
環境こだわり農作物の栽培面積	2,140 ha	2,660 ha
【算出方法等】化学肥料や農薬の使用を地価償付から5割以上減らして生産された農作物の栽培面積		
環境保全協定の締結事業所数	26 (H24)	45
【算出方法等】環境保全協定を締結した事業所の数		

<もの・水・エネルギー循環の向上をめざします>

項目	現状値 (H21年度)	目標値 (H30年度)
ごみ排出量(市民1人あたり)の削減(約5%)	830g	790g
【算出方法等】(ごみ総排出量(資源含む))÷(市総人口)÷365		
家庭ごみのリサイクル割合	18.6%	30%
【算出方法等】(総資源化量)÷(ゴミ処理量+集団回収量)×100		
レジ袋削減の取組に関する協定の締結店舗数	15店舗(H24)	100店舗
【算出方法等】レジ袋削減の取組に関する協定を締結する店舗数		
未利用エネルギー利用設備導入世帯数	1.4%	6.4%
【算出方法等】(太陽光・風力発電からの余剰電力売買契約数)÷(市総世帯数)×100		

<地球市民としての役割を果たすことをめざします>

項目	現状値 (H21年度)	目標値 (H30年度)
長浜市のCO ₂ 総排出量の削減量等	94万t(H20年度)	73万t(H32年度) (21万t削減)
【算出方法等】長浜市全域を対象とした温室効果ガスの排出削減計画を策定し削減目標等を検討します。		
公用車に占める低公害車の割合	20%	60%
【算出方法等】(低公害車の数)÷(市で管理する全公用車の数)×100		

<まちの個性と魅力づくりをめざします>

項目	現状値 (H21年度)	目標値 (H30年度)
身近に親しめるみどりの量(市民1人あたり)	13㎡	現状を維持
【算出方法等】(都市計画公園の総面積)÷(市総人口)		
景観形成重点区域の数	5地区	9地区
【算出方法等】地域特性を生かした景観の形成を重点的に図る必要があるとして指定する区域の数		
市民の環境美化活動への参加者数	4,674人	7,000人
【算出方法等】ごみゼロ大作戦、琵琶湖一斉清掃、県下一斉清掃の合計参加者数		
ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設の届出件数	のべ73件 (H15~19年度)	のべ200件
【算出方法等】「だれもが住みたくなる福祉意識のまちづくり条例」に基づく届出件数(のべ数)		

<行動と協働の環境まちづくりをめざします>

項目	現状値 (H21年度)	目標値 (H30年度)	
環境保全に係る催し等への参加者数	389人	2,000人	
【算出方法等】年間参加者合計			
(仮)長浜エコネットワーク協議会の構成団体数	—	20団体	
【算出方法等】市民・事業者・民間団体・市で組織する同協議会の構成団体数			
市の事務事業における温室効果ガスの排出量 (内訳は、上段から電力使用量、電力以外の燃料等による 排出量、電力の温暖化ガス排出係数)	排出量	20,249t	16,209t(H27)
	内訳	38,157MWh	30,544MWh
※温暖化ガス排出係数は、平成21年度のデータを使用しています。	9,489t	7,595t	
	0.282t-CO ₂ /MWh	0.282t-CO ₂ /MWh	
【算出方法等】市の事務事業における温室効果ガスの排出量。			

